

実践！ コンサルティング 営業 第39回

1級ファイナンシャル・プランニング
技能士 ●山本健矢

中小企業後継者との 信頼関係づくり

種類株式を使った事業承継対策から、前社長の保険金手続き、 そして新社長の保険提案へ

平成18年5月の会社法の施行以降、種類株式を用いた事業承継対策が脚光を浴びている。平成19年度税制改正で取引相場のない種類株式のうち数種類の株式については相続税の評価方法が明確になり、実際に種類株式が使えるようになった。今回は中小企業への種類株式の提案と、先代社長との付き合いを土台に次期社長との関係を築いていく過程を見てみる。

顧客プロフィール

豊田 透 41歳
株式会社木村建設 専務
大学卒業後、地元の信用金庫に勤務。父・豊田純一が経営する「木村建設」に5年前に入社。昨年から取締役。今年、専務に就任したばかり。年収は1,300万円。趣味は音楽鑑賞とゴルフ。

妻 **豊田美紀** 40歳
夫とは信用金庫で職場結婚。会社の経理を手伝っており、経理部長。

長男 **豊田 亮** 16歳
高校1年生。建築に興味を持っており、大学は理系を志望。将来は、木村建設3代目社長か？

長女 **豊田 愛** 13歳
中学1年生。大学まで一貫教育の私立女子中学校に通学。



今月のFP

佐藤 晃 ◎41歳

ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士
大手の生保会社に勤務したあと、FP会社を立ち上げて
独立した。生命保険・損害保険の代理店も兼ねている。



先代社長の急逝で…

「専務、このたびはご愁傷さまでした。急なことで大変でしたね…」

そうお悔やみを述べてFPの佐藤は、木村建設の豊田透専務に頭を下げた。一週間前、専務の父である豊田純一代表取締役社長が亡くなったのだ。豊田社長の保険を長年取り扱わせていただいたことから、折につけ会社を訪問していた佐藤は専務とは旧知の間柄であった。

「あんなに元気だったのに、突然、心臓が苦しいって病院に行って、まさかそのまま帰って来られなくなるとは思わなくて、ほんと、ビックリしてしまったよ。やっと葬儀、初七日と終わったところで、会社の引き継ぎなどは、これからというところだね。今日は忙しいところを呼び出して悪かったね。実は父の保険の手続きをお願いしようと思って…」

豊田専務が申し訳なさそうに言うと、それを押し止めるように佐藤は話し出した。

「本来なら、わたしからご連絡すべきだったのですが、やはり初七日が済むまではとご遠慮申し上げておりました。わたしでもお預かりしているお父さまの保険は、会社名義と個人の両方をお預かりしています。また、お父さまが契約者になっている専務のお子さま2人の生命保険もお預かりしていますので、この名義変更も必要です」

「ああ、そうか。子どもの学費にと言って掛けてくれたものだね。それで手続きには何が必要なのかな？」

死亡保険金の受取手続き

「そうですね。死亡保険金のお受け取りも契約者が法人と個人とでは違いますし、契約者の名義を変更する場合も違ってきます。ところで、まだ遺産分割協議や法人の代表取締役の変更などはされていないですよね？」

佐藤は確認の意味で専務に尋ねた。

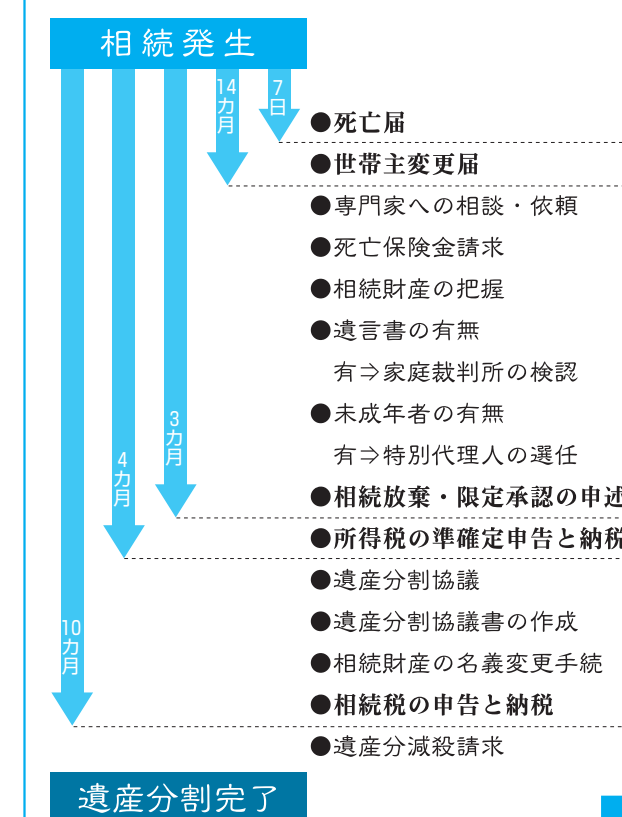
「うん。そうなんだ。まだ会社のことも、相続のことも何も手を付けていなくてね。これから税理士先生なども

相談して、いろいろ決めないと」

「大変ですね。まだ日も経っていないですから、手続きもこれからですよ。これは当社が死亡保険金のお手続きの方にお配りしている『相続の手続き』というしおりです。ご参考になれば幸いです」

佐藤は、お客さま向けの冊子を取り出した。死亡での相続は、死亡保険金を扱っている保険会社には避けて通れない手続きだ。しかし、お客さまの方は「相続は初めて」という方が多く、アドバイスを求めてこられるケースは多い。このようなときに、さまざまな面でお手伝いをさせていただくことは、生命保険を販売している者にとって一つの責務だと思い、お客さまのために冊子を用意していたのだ。

相続発生からの流れ



「このように、相続開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税を申告しなければなりませんので、早めに一つひとつ決めておく必要があります。これは個人のことで記載させていただいておりますが、法人の方とし